様式第十八の四 (第11条の3第3項関係)

認定事業適応計画の概要の公表

- 認定の日付
 2022年6月22日
- 2. 認定事業適応事業者の名称 株式会社村田製作所
- 3. 認定事業適応計画の内容

(1)事業適応に係る事業の目標

意思決定プロセスの高度化、業務生産性の向上など、デジタル技術の活用が競争優位性やビジネス形態にも大きく影響している。

2030年を見据えた重要な外部環境変化として、デジタル化の進展による影響を明確に認識し、全社 デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進を積極的に展開していく。

ムラタ内・外の人、組織(業務) をデジタルで縦横無尽につなぎ、プロセスを短く、早く、見えるようにすることで、顧客価値と競争力が飛躍的に向上できる取り組みを加速する。

デジタル基盤の継続投資、デジタル活用の徹底で時間当り生産性を向上し、データ利活用を促進、業務をつなぎ新たな価値を創出する。これらの実行・実践を通じて変革を起こし続ける企業風土を醸成する。また、近年、ウイルスや地震など予測不可能な事態が発生している中、サプライチェーンの停滞や寸断のリスクが高まっている。縦横無尽につながれたデジタル情報を活用することで、状況把握や対応の迅速化につなげ、継続的な供給を実現するための体制構築に展開していく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

当事業における輸出売上高の伸び率が、業種別輸出売上高の伸び率を14%ポイント以上上回ることを 目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性の向上としては、令和5年度(2023年度)において、当社の有利子負債はキャッシュフローの-0.3倍、経常収支比率は107.2%となる予定である。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード)

電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)

同社の事業内容は電子デバイスの開発・生産並びに販売であるが、電子部品単体の売り切りだけでは無く、お客様に高い付加価値を認めていただけるソリューション型の事業群を生み出すことで今後も同事業を当社の柱としてさらなる成長に結びつけることが出来るため。

(6) 事業適応の具体的内容

当社は、倉庫に設置する各種マテハン機器/設備等と、クラウド環境に構築する倉庫システムにて処理される各種情報(指示情報など)を連携することにより、倉庫作業等を自動化し、生産性向上を実現する。

また、近年ウイルスや地震など予測不可能な事態が発生している中、サプライチェーンの停滞や寸断に 対するリスクへの対応として、継続供給ができる出荷体制を構築する。

・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合:有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

事業適用開始時期2022年7月

事業適用終了時期2024年3月